

阪神・淡路大震災被災者法律援助事業の実施

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生）後の同年3月29日，法律扶助協会本部理事会・評議員会において，法律扶助協会，近畿弁護士会連合会及び法務省の共催で，法律扶助の中に，特別に「阪神・淡路大震災被災者法律援助事業」を実施することが承認され，同年7月，その業務を開始した。その後の平成10年6月末，「法律トラブルも沈静化し，役割を終えた」として，その業務を終了した。

1 目的

阪神・淡路大震災の被災者の，震災に伴って発生した法律問題を公正，迅速に解決するため，法律扶助の必要な被災者を援助する

2 対象者

震災当日，罹災都市借地借家臨時法の適用地域（被災地）に居住していた者等

3 対象事件

震災との関連性のある事件

4 援助内容

- ①弁護士による無料の法律相談
- ②示談交渉等における弁護士の援助と費用の立替
- ③弁護士会の行う示談斡旋・仲裁に要する費用の立替
- ④調停・訴訟（民事）における弁護士の援助と費用の立替

5 特質

- (1) 無料法律相談の新設（①：従前の扶助事業では弁護士費用の立替）
資力にかかわらず受けることができる
- (2) 資力要件の緩和（②～④）
弾力的運用を可能とし，収入基準のメルクマールは，おおむね月収（手取り）50万円，年収（手取り）600万円程度に引き上げ。原則として，罹災証明があれば資力要件は満たすものと判断される。
- (3) 償還猶予，免除
事件進行中は償還を猶予。
ア)住宅の全壊又はこれに準ずる程度の損害を受けたこと及びイ)免除申請の前年の収入が600万円以下であること等の両要件を満たした場合は，免除申請を可能とする。
- (4) 法律援助センターの設置
被災者のアクセスを容易にするため，法律相談を行うほか，扶助の申し込みから調査，審査，助決定等の一連の手続きを簡易迅速に行う総合事務所を，神戸，阪神（西宮）等に設置。

6 実績等

- (1) 震災前後の扶助事件の推移（兵庫県支部と大阪支部）
震災前は毎月100件弱で横ばいであった扶助決定事件数が，被災者法律援助事業の開始当初は3倍以上になり，その後，2倍前後の時期がしばらく続いた。【法律扶助協会兵庫支部「法律扶助事業への展望—阪神・淡路大震災被災者法律援助事業の分析から—」】
- (2) 3年間の実績
法律相談件数：約23,700件
代理援助件数：約3,000件